

飯塚市 3 児童死亡事例検証報告書

【公開版】

令和 4 年 1 月 25 日

飯塚市 3 児童死亡事例検証委員会

目 次

はじめに

1 検証の目的	1
2 検証の方法	1
(1) 資料による事実確認	1
(2) 関係者ヒアリングによる事実確認	2
(3) 課題の整理及び提言の検討	2

第1章 検証事例

1 事例の概要	2
2 家族構成等(事件発生当時)	3
3 事例の経過(非公開)	3

第2章 本事例の対応状況と課題

1 支援について	19
(1) 子育て支援課	19
(2) 学校・教育委員会	19
(3) 飯塚市要保護児童連絡協議会	20
2 関係機関との連携について	21
(1) 子育て支援課と市の関係機関	21
(2) 子育て支援課とその他の機関	21

第3章 再発防止に向けた提言

1 市の支援や体制	22
(1) 子育て支援課(子ども家庭総合支援拠点設置に向けて)	22
(2) 学校・教育委員会	23
(3) 飯塚市要保護児童連絡協議会	23
2 関係機関との連携	24
(1) 子育て支援課と教育委員会	24
(2) 子育て支援課と学校・保育施設	24
(3) 子育て支援課とその他の関係機関	24
(4) 子育て支援課と児童相談所	24
(5) 子育て支援課と地域	24
(6) 子育て支援課と医療機関	24
(7) 近隣自治体	25

おわりに

【資料】

- 飯塚市 3 児童死亡事例検証委員会設置要綱
- 飯塚市 3 児童死亡事例検証委員会委員名簿
- 検証委員会開催状況
- 令和 2 年度児童虐待に関する状況の報告書(飯塚市)

はじめに

令和3年2月、飯塚市在住の3児童が飯塚市及び鹿児島県内で死亡する事件が発生した。

本件は、当該家庭の保護者である父親が、殺人罪等で逮捕・起訴されており、飯塚市としても重大な児童虐待事案であると把握している。

当該家族が飯塚市に転入してきた時点において、当該家庭には様々な問題や課題が存することは、行政各機関において情報共有がなされていた。また、逮捕・起訴されている保護者自身も、当人なりに懸命に育児をしていた形跡は見受けられる。

しかしながら、今回、このような痛ましい事件が発生してしまい、3人の尊い命が失われるという結果となってしまった。

近年、核家族化が進み、子育ては、各家庭において行われるのが常識的な認識となっている。しかしながら、本来的に、日本の子育ては、父母、祖父母のみならず、コミュニティにおいてなされてきたものである。近年、コミュニティの機能低下が指摘されているところ、コミュニティに代わる機能を行政機関が担う必要があることは明らかである。

そこで、本事件の各行政機関の当該家庭とのかかわりを振り返ることにより、今、行政機関に求められている家庭への支援の在り方とはなにかを模索する。そして、このような痛ましい事件が二度と起こらないよう、その対策を考察し、今後の子育て支援の方策について検討したいと考え、本検証委員会を発足した。

このような見地から、本検証委員会において、報告書を作成し、今後の子育て行政に十分に反映できるよう、飯塚市長に提言するものである。

1 検証の目的

令和3年2月に発生した3児童死亡事例について、事実関係を確認し、各行政機関等の対応など、その検証を行うことにより、今後取り組むべき課題及び再発を防止するための方策等の検討を目的に、市が独自に行うものである。

この検証委員会では、外部の専門家の意見を取り入れながら、組織や体制を改善するための方策を示していき、家庭児童相談室や要保護児童連絡協議会に対して、今後どうすべきか具体案を示していくものである。また、家庭児童相談室、小学校や保育施設などが本来果たすべきことができていたのかを検証したうえで、各関係機関のそれぞれの役割について再確認し、今後、二度とこのような尊い命が失われる事件が起きることがないよう飯塚市に提言するものである。

なお、本検証は関係者に対して責任追及するものではない。

2 検証の方法

(1) 資料による事実確認

子育て支援課が検証のため資料提出、及び各委員からの質問を受け、各機関に対し回答を求めた。

検証に用いた資料

- ① ケース記録(飯塚市子育て支援課)
- ② 前居住地からの移管通知文書

- ③ 公的給付の支給状況及び生活福祉資金の貸付状況
- ④ 登校及び登園状況
- ⑤ 成長曲線及び予防接種状況
- ⑥ 飯塚市要保護児童連絡協議会実務者会議及び部会資料
- ⑦ 飯塚警察署からの事件関連資料
- ⑧ 地域関係者からの聞き取りによる資料
- ⑨ ケースカンファレンスレジュメ(学校)
- ⑩ 児童の経過観察等の記録(学校)
- ⑪ 教職員のための虐待対応ガイドライン(飯塚市教育委員会)

(2) 関係者ヒアリングによる事実確認

事前調査の質問への回答等を基に、各関係機関のヒアリングを実施した。

- ① 家庭児童相談室(子育て支援課こども家庭係)
- ② 保健センター(健幸保健課母子保健係)
- ③ 生活支援課
- ④ 小学校・学校教育課
- ⑤ 保育施設
- ⑥ 田川児童相談所

(3) 課題の整理及び提言の検討

各機関に対してヒアリングや追加質問等を行い、事例経過から判明したポイントとなる項目ごとに審議し、対応状況の確認、課題の整理及び再発防止に向けた提言等の検討を行った。検証報告書として取りまとめた後、市長に対して報告するものである。

本事例は逮捕・起訴された保護者の公判が行われておらず、現時点での情報による検証である。

第1章 検証事例

1 事例の概要

令和2年4月に、父と3歳の二男及び2歳の長女が本市に転入し、同年7月に母と9歳の長男が同家庭に転入、その後、父と母の再婚、離婚を経て、同年12月からは母を除く4人世帯で生活を送っていた。令和3年2月25日に長男が本市の自宅で死亡した状態で発見され、同月26日に二男、長女が鹿児島県内のホテルの部屋で見つかり、その後死亡が確認された。同行していた父は、ホテルの4階の窓から飛び降り、重傷を負った。

父は、同年4月に二男と長女の殺人容疑で逮捕され、同年5月に殺人罪で起訴された。

また、長男の死亡発見当初、死因は不詳とされていたが、父は同年2月16日に長男を大腿部打撲による外傷性ショックにより死亡させ、遺体を自宅に放置したとして、同年6月、傷害致死及び死体遺棄容疑で再逮捕され、同年7月に傷害致死罪及び死体遺棄罪で起訴された。

2 家族構成等(事件発生当時)

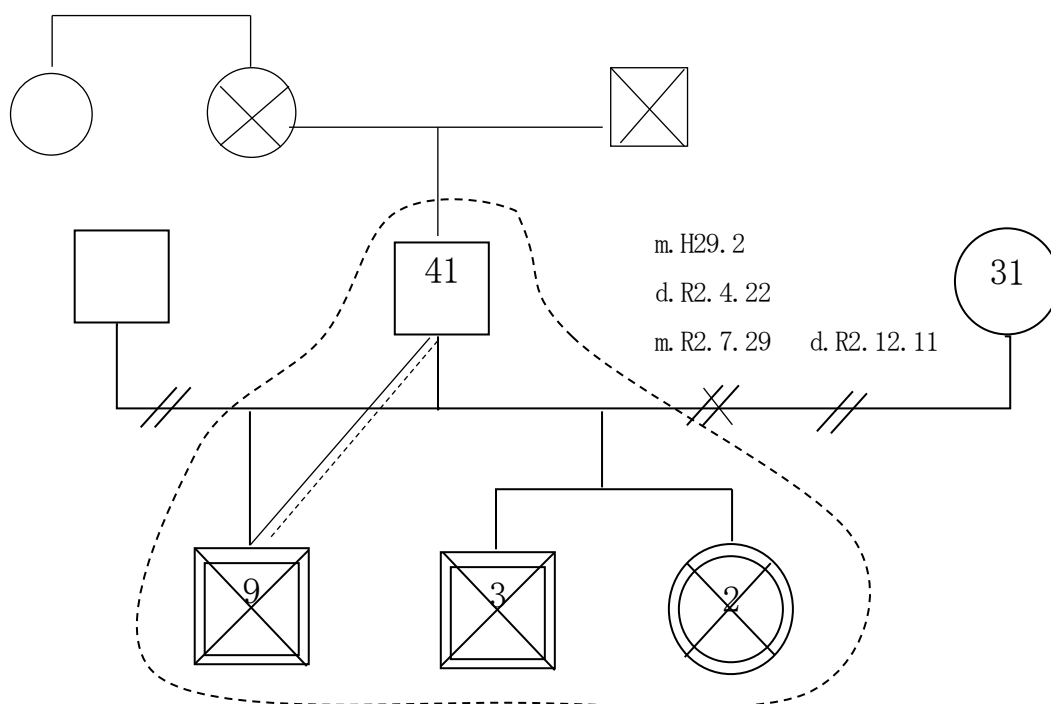
父 : 41歳 (長男の養父、二男、長女の実父)

長男 : 9歳 (小学3年生)

二男 : 3歳 (保育施設在籍)

長女 : 2歳 (保育施設在籍)

(ジェノグラム)



年齢は令和3年2月現在

- = 男性 □ (中心人物) ※記号の中の数字は事件発生当時の年齢
- = 女性 ○ (中心人物) ※記号の中の×は死亡
- // = 離婚
- × = 復縁
- m = marriage: 結婚
- d = divorce: 離婚
- ⋯ = 同居家族
- ⋯ = 養親子

第2章 本事例の対応状況と課題

1 支援について

(1) 子育て支援課

組織体制

重篤な案件や対応件数の増加により市の負担が多くなっている状況において、会計年度任用職員である家庭児童相談員による状況判断に依存していた。マンパワーや業務効率的に厳しい面があり、組織的取り組みを発揮できず、上司等のチェック体制も不十分であった。

再アセスメント

本事例は転入ケースであり、前の住所地自治体からのアセスメントシート等による情報提供があったものの、転入後の再アセスメントについては不十分であり、生活環境の変化があったその都度アセスメントする必要があった。

医療機関の受診勧奨

2月の長男がジャングルジム落下についての情報を得た際に、腰の目視だけで済ますのではなく、外傷評価や虐待等の鑑別を含め、医療機関受診を強く勧めることが必要であった。仮に医療機関受診ができていた場合、より正確な医学的評価が行われた可能性があった。

父との関係

父からの頻回な連絡により安心感をもっていたことや、これまでの通告等の積み重ねにより、支援者側にはその事態がこの家庭にとって“日常の範囲内”という意識が働きやすい状態にあった可能性があり、実際よりもリスクを小さく捉えていた。そのため、父の頻回な連絡などの行動に対する心理的分析を行い、性格的な特性や行動特性の見立てをしたうえで、対応策について検討することができなかった。

危機意識の共有

父と連絡が取れていたため、父が体調不良の際に「親戚のところにいる」との話を聞いても、その親戚についての情報を得ようとはしていなかった。経過の中で、どの機関も父の言う事に振り回されており、状況判断が不十分であった。仮に連絡先を聞くことができていたとしたら、父への心理的ブレーキになっていたのではないかと。また、父が発していたサインや感情の起伏について、その受け止めが不十分であった。子どもを守るためには、丁寧な聞き取りが必要であった。

父からのSOS

3人の幼い児童の世話が大変であったことは十分想像されるが、一步踏み込んだフォローができていたとは言えない。また、父との会話から本音を聞き出し、家族全体における問題の本質を捉える必要があった。2月に父が体調不良など頻回な連絡をしたときは、父からのSOSであったのかもしれないが、それを見逃していた。

個別面談・家庭訪問

父母からの頻回な連絡はあったが、長男に直接面談した回数は少なく、目視での確認が不十分であった。長男に対しては月に1、2回程度の本人確認が必要であったと思われる。

特に学校を休みだした1月以降は、早期に個別面談を行う必要があった。

DV問題意識の欠如

面前DVや夫婦喧嘩で警察出動を複数回把握していたことから、DVという側面からの支援を検討するため、DV問題の担当課や関係機関との連携が必要であった。

(2) 学校・教育委員会

長男に対する学校・教育委員会の対応

学校は、個別ケース検討会議、校内での情報共有、欠席対応などにおいて、長男に対してリスクを大きく捉えていなかったと言える。このことは、学校側の本ケースへのアプローチの少なさからも明らかである。

また、教育委員会では、「教職員のための虐待対応ガイドライン」を策定し、児童虐待における迅速で組織的な対応を市内全学校に求めているが、当該ガイドラインに沿った対応ができていなかった。

個別ケース検討会議

転入当初に行われた個別ケース検討会議では、会議録を作成していなかった。また、クラス担任教師が会議に参加しておらず、学校として、参加は必要ないと判断している。しかし、当該家庭のリスク要因など、事前に情報が得られていたはずであり、集中的な観察を要する事案である。

転入時からの変化等を観察するため、クラス担任も含めて状況把握をする必要があったと思われる、リスクマネジメント不十分であったと言わざるを得ない。

学校内の情報共有

転入前に通っていた小学校から児童虐待に関する引継ぎがあった児童であったため、転入時には職員会議等ですべての教員との情報共有を行っていた。しかしながら、その後、生活指導や不登校に関して毎月開催している児童支援のための会議において、長男については継続した情報共有がなされていないのは不適切な対応であったと言わざるを得ない。

欠席対応

冬休み明けから欠席が多くなっているが、欠席の日の朝に父から「体調が悪いため学校を休む」等といった連絡があったことから、欠席が続いていることについて、特に問題視せず、家庭児童相談室には知らせていなかった。

上述のとおり、本件はハイリスク家庭であることは明らかであり、欠席が続いた段階で、速やかに家庭児童相談室等関係機関と連携をとり、早急に対応すべきであった。

カウンセリング

学校の認識として、スクールカウンセラーによるカウンセリングは親からの依頼が必要と捉えていたこともあり、長男に対してはカウンセリングを行っていない。また、学校は、11月18日には長男の状態を気にかけているが、11月20日に家庭児童相談室が父に長男の学校でのカウンセリングの了承を得ているにも関わらず、実施に結びつけられていない。

(3) 飯塚市要保護児童連絡協議会

会議体制

本市の要保護児童連絡協議会は、代表者会議、部会、実務者会議、個別ケース検討会議の4つで構成されている。

実務者会議、部会については、事務局が約70件のケースに関して、個別内容や支援方針を説明したのち委員の了承を得るといった、報告自体が目的となった会議であった。そのため、ケースの緊急度や重症度等について委員間で協議をしたうえで、主たる担当機関や支援方針を判断するなどの意思決定をする会議体制となっていなかった。従って、本事案のリスク共有についても不十分であった。

会議等の開催基準

要保護児童連絡協議会の中で明確な規定やマニュアルがなく、個別ケース検討会議を開催するかどうかの判断は担当者に委ねられており、責任の所在が不明確となっている。

本事案についての個別ケース検討会議は、長男転入時の1回行われただけであった。飯塚市要保護児童連絡協議会要綱によると、個別ケース検討会議を開催する基準は、「児童を取り巻く生活環境に変化が見られる時期」となっている。本事案においては、警察の介入や離婚など、生活状況が大きく変わることがあった。しかし、関係機関が集まって個別ケース検討会議を開催することはなく、各機関の役割分担や具体的な支援策についての再協議がなされていない。

個別ケース検討会議の機能

本市の個別ケース検討会議については、国が示す「関係機関が現に対応している虐待事例についての危険度や緊急度の判断」「ケースの主担当機関と主たる支援機関の決定」をする場とはなっていなかった。

また、「地域協議会による支援＝個別ケース検討会議にて話し合われた方向性をもとに各関係機関・業種が役割分担をし、子どもと親に対して適切な支援を行う」という重要な位置づけの会議のはずであるが、同様に機能していなかった。

このように、本会議体が形骸化している側面も否定できない。今後、より一層、実態に沿った議論を行える場となるよう、体制整備の必要性を強く感じる。

引用資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局長が発した令和2年3月31日付子発0331第14号「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針について」（以下「要対協設置・運営指針通知」という）

2 関係機関との連携について

(1) 子育て支援課と市の関係機関

学校・教育委員会

長男の1月からの出欠状況について学校からの連絡はなく、子育て支援課が欠席の状況を把握したのは、父から聞き取りを行った児童相談所からの情報提供によるものであった。欠席が続いた場合に、児童相談所もしくは家庭児童相談室へ連絡するという基本事項の周知徹底ができていなかった。

生活支援課

父は、普段、子育てをはじめとした生活全般において、懸命に取り組んでいるように思わせる言動が多かった。しかし、自分の意にそぐわないときに激昂するような一面もあった。そのように、様々な問題を内包していたが、生活支援課ではよく頑張っているという印象を持っていたため、父の性格に関する情報を他の関係機関と情報共有していなかった。

保健センター

父の育児に関する相談には適切に対応しているが、家族全体の問題として捉えれば、他の部署との連携も必要であった。家庭児童相談室とはそのような認識の共有ができていなかった。

男女共同参画推進課

DVなどの問題がある場合、男女共同参画推進課が所管する諸問題を扱っている機関との連携など、できることがあったと思われるが、体制として、情報を共有するシステムが構築されていない。

(2) 子育て支援課とその他の機関

田川児童相談所

情報共有については、父母からの生活状況等聞き取った内容を相互に連絡し合っていたが、警察が介入した後や、生活環境が変化した後、再アセスメントや事実調査、具体的な支援方針に関する協議には至っていない。

保育施設

保育施設では父とのやりとりなど、適宜、家庭児童相談室に報告がなされていた。

飯塚警察署

面前DVがあった数日後には警察署から本家庭についての情報照会がっており、面前DVの状況は把握できていた。

民生委員・児童委員

要保護児童連絡協議会の一員ではあるが、時間的制約等があり、地域における相談・支援の観点から、民生委員・児童委員と情報共有ができていなかった。

第3章 再発防止に向けた提言

1 市の支援や体制

市の家庭児童相談室で扱う相談・虐待の件数に対して、人員配置が適切であるか、同等の人口規模の自治体と比較した際、要保護・要支援世帯数の多寡などの検討を市は行っていない。また、子育て支援課（家庭児童相談室）と健幸保健課（保健センター）において、養育支援訪問や乳幼児健診未受診者訪問などの実態把握や情報共有について、縦割りによる非効率的な人材の運用にも問題がある。

潜在化したハイリスク家庭を含め、相談・虐待件数の増加や地域性を考慮したうえで、今後の組織体制を検討されたい。

(1) 子育て支援課（子ども家庭総合支援拠点設置に向けて）

ア. 虐待問題の高度化・複雑化に対応するため、専門職による考察と科学的根拠に根差した対応をする必要があった。個別ケースの支援方針を検討する際に、医師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師・臨床心理士、弁護士などの専門職からの意見を反映しやすい体制を早急につくる必要がある。

イ. デスクワーク作業の効率化・省力化によって、主となる相談・支援業務などに注力すべきである。円滑な業務遂行のために必要な人員数を確保することや、情報管理のシステム活用など業務効率化を推進する必要がある。

ウ. 電話相談の内容や程度、頻度は多岐に渡り、緊急度・重症度の判断が容易ではない現状があることから、複数によるチェック体制の充実とともに、IT技術の活用なども推進していく必要がある。

エ. 多様な相談内容に対応していくために、相談体制の在り方を見直し、相談員の資質向上とともに、マニュアル作成やスーパーバイザーの育成・配置など体制整備を行うべきである。

オ. すべての児童に関係する機関やその職員に対し、虐待に関する専門的な研修が必要である。虐

待の早期発見はもちろんであるが、情報共有や地域連携、児童からの SOS 等について、実践的な研修を行い、全体的なレベルの底上げを図る必要がある。

- カ. 子育てに関する悩みなど、保護者自身が抱え込み、孤立してしまうこともあるため、市は、身近に対面や電話、SNS 等、相談者が利用しやすい環境を作る必要がある。
- キ. 虐待を含めた子どもの権利擁護に関する講演会や、地域を支える団体の事例発表、ワークショップ、リレートーク、シンポジウムなどを企画し、地域全体として児童虐待防止の意識啓発を図る。

(2) 学校・教育委員会

- ア. 虐待等問題のある家庭への支援については、学校判断だけでなく、学校・教育委員会の組織的対応が求められる。例えば、7 日以上長期欠席が続いた場合など、「学校教育法第 19 条」に規定されている「市町村教育委員会へ通知」のみにとどまらず、また、学校と教育委員会の両方が問題状況を把握し、一緒に対応していく仕組みづくりが必要である。また、ガイドラインを十分熟知するとともに、マニュアルを策定し、その活用を徹底する。
- イ. 本事例のように、児童相談所からの引継ぎがある家庭の子どもやその他虐待が少しでも疑われる子どもなどについて、各学校で行われる会議等の場にはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが参加するとともに、今後は学校医や地域関係者(民生委員児童委員等)との情報共有も行っていく必要がある。
- ウ. 児童生徒の欠席が続くときには、早急に目視による安全確認を行い、目視ができたかどうかにかかわらず、状況について関係機関に報告する必要がある。
- エ. 学校や教育委員会は、子育て支援課と同様に子ども本人から直接 SOS を出せるような機会確保の意識が必要である。虐待を受けている子どもの、隠そうとするもしくは SOS が出せない心理にも注意を払う必要がある。また、周囲の関係者が必要と判断した場合や、子ども本人が望む場合には、スクールカウンセラー等に相談ができるよう積極的に繋ぐ動きをとることが必要である。
- オ. 要保護児童・要支援児童に対する関わりとして、教職員を対象に研修を行い、遅刻・欠席の潜在的リスクや心身の状況に応じた対応など、欠席報告や医療を含めた関係機関へ繋げる意識を強く持つ必要がある。

(3) 飯塚市要保護児童連絡協議会

- ア. 調整機関として、子育て支援課のマネジメント機能を強化する必要がある。また、個別ケース検討会議を開催する際の基準をケースごとに具体的に共有しておくことが必要である。
- イ. 市は、国の設置通知に先行して「要保護児童連絡協議会」を設置していたが、設置当初以降も「個別ケース検討会議」について要綱内に規定しておらず、必要性を実感していないのではないかと。最も権限があつて重要である「個別ケース検討会議」について、より明確に規定すべきである。
またその要綱には、各会議の構成員の責務についても明記することが必要である。
- ウ. 個別ケース検討会議は「子どものケース会議」になりがちであるが、「家庭全体のケース会議」として、個人情報の取り扱いについての説明などを積極的に行つたうえで地域も含め、参加者の範囲を広げる必要がある。また、リスクアセスメントを行うメンバーとして、客観性・的確性を高めるため、専門性を有する人材が必要である。

- エ. 具体的な支援方針を検討するツールとして、アセスメントツール、チェックシート、フローチャートなどを必ず活用する。
- オ. 「要対協設置・運営指針通知」では、機関、法人だけではなくボランティアや法人格をもたないボランティア団体など、個人を対象にした参加も「地域協議会への積極的な参加を求めることが重要である」と示されており、ボランティア、NPO等の参加も考慮される必要がある。
- カ. DVの問題については、配偶者暴力相談支援センターなどの機関と連携が必要である。
- キ. 要保護児童連絡協議会の会議では、子どもに関するすべての機関の代表者が集まり、共通認識を持つべきである。
- ク. 要保護児童連絡協議会に限らず、虐待に関係する地域の団体すべてを把握し、意見交換や活動内容を把握する仕組みを作り、虐待防止の連携・協力体制を構築する必要がある。

2 関係機関との連携

(1) 子育て支援課と教育委員会

子育て支援課と教育委員会は定期的に情報交換を行い、要保護児童・要支援児童等に対して共通認識を持つように努める。

(2) 子育て支援課と学校・保育施設

虐待家庭における遅刻・欠席や病気・怪我の潜在的リスクについて、市は学校や保育施設と認識を共有し、関係強化を図るべきである。その前提として、多面的でより正確なアセスメントができるよう、子どもと接する関係者は定期的に研修などを受ける必要がある。

(3) 子育て支援課とその他の関係機関

生活支援課、健幸保健課(保健センター)、男女共同参画推進課など、子どもや子育て世帯に関係するすべての機関で把握できるそれぞれの情報を子育て支援課が一元的に管理する。そして、情報を適切に共有し、機関連携のもと、迅速な対応を行う必要がある。

(4) 子育て支援課と児童相談所

県の権限、市の権限が曖昧であることに加え、児童相談所と家庭児童相談室の役割分担が明確ではない。共同で行うことがあってもよいが、責任の所在を明確にし、必要なマンパワーを確保するため、役割分担はマニュアル等により明確化すべきである。また、定期的な意見交換や協議の場を設け、より緊密な連携を目指すべきである。

(5) 子育て支援課と地域

民生委員・児童委員、主任児童委員、自治会長との連携が不十分、かつ、体制そのものが未整備であり、連携の方策を検討する必要がある。さらに、地域のネットワークとの交流を進めることで、虐待防止に繋がることを期待される。

(6) 子育て支援課と医療機関

市は虐待を受けた子どもの心身の状況に応じて、適切な医療を受けることができるよう、医療機関や学校医、園医と連携し、虐待防止の協力体制を構築すべきである。

深刻化する虐待問題に対応するため、医師会や児童虐待防止拠点病院と連携協力し、虐待に関する専門的な研修等を通じて、意識啓発と対応スキルの向上を図る必要がある。

(7) 近隣自治体

福岡県内においても年々虐待事案が増加している。児童人口 1,000 人あたりの虐待相談受付件数（出現率）を見ると、県内の 6 児童相談所（福岡市・北九州市を除く）の中で、飯塚市を含む田川児童相談所管内の出現率は 20.12 となっており、6 児童相談所（11.06）と比較して、高い数値となっていることを踏まえれば、近隣自治体間が連携し、虐待防止を推進していくことが急務である。

おわりに

8 カ月間にわたり検証を行ってきた。検証していく中で見えてきたことは、多くの関係者が誠心誠意対応してきたと思われるにも関わらず 3 人の子どもたちが犠牲になったという悲しい現実であった。そこで、本検証委員会では、「まだできることがあったのではないか」という委員一人一人の強い問題意識のもと、できる限りの時間を費やし、足りなかった視点や体制・制度、不十分な対応などを細かく検証していった。

検証の結果、本事例における各行政機関のかかわりは情報共有、リスクマネジメント、状況変化への対応能力などいずれも十分だったとは言えない状況が見受けられた。その原因として考えられるのは、責任の所在の不明確性、アセスメント能力・事案対応能力の限界、専門的知識の不足などがあげられる。特に、子育て行政における人的資源の不足は深刻といわざるを得ず、少ない人的資源の中で多くの相談等の行政サービス業務を、一定程度のクオリティーを保って提供することは極めて困難といえる。そこで、医療、福祉、心理、司法等の専門職者のアドバイスを受けながら、子育て行政サービスを提供できるようにすることは急務であるといえる。また飯塚市には、問題意識を持った市民や団体なども多く存在しているにも関わらず、行政に地域との連携する意識が薄いという課題も浮かび上がった。

本報告書が「子どもの最善の利益」について行政と市民がともに考え、よりよい対応に早急に改善していくとともに、二度とこのような事案が起こらないことを切に願い、検証委員会の任期を終えたい。

○飯塚市3児童死亡事例検証委員会設置要綱

令和3年5月27日
飯塚市告示第162号

(設置)

第1条 令和3年2月に市内で発生した3児童死亡事例(以下「事例」という。)について事実関係を確認し、その検証を行うことにより、今後取り組むべき課題及び再発を防止するための方策等を検討するに当たり、有識者から意見を聴取するため、飯塚市3児童死亡事例検証委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の求めに応じ、次に掲げる事項について協議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 事例の事実関係の確認及びその検証に関すること。
- (2) 今後取り組むべき課題及び再発防止のための方策等の検討に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 児童虐待に関し、優れた見識を有する者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当であると認める者

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、非公開とする。

2 会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者又は参考人を出席させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

4 委員長は、会議において聴取した各委員の意見を取りまとめ、市長に提出する。

(秘密の保持)

第6条 委員は、正当な理由なく委員会の職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部子育て支援課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会において定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、市長に取りまとめた意見を提出した日限り、その効力を失う。

飯塚市 3 児童死亡事例検証委員会 委員名簿

(敬称略)

	分 野	関 係 機 関 等	氏 名
1	地域医療(医師)	飯塚医師会	肘井 孝之
2	児童虐待(医師)	飯塚病院(児童虐待防止拠点病院)	田中 祥一郎
3	法律(弁護士)	福岡県弁護士会	◎ 岡上 貢
4	臨床心理(公認心理師・臨床心理士)	福岡県立大学	大場 綾沙美
5	地域福祉(主任児童委員)	飯塚市民生委員児童委員協議会	小池 千津子
6	児童家庭福祉(子ども健康学科教授)	九州女子短期大学	○ 宮嶋 晴子

◎委員長 ○副委員長

検証委員会開催状況

	年月日	会場	内容
第1回	令和3年6月3日	本庁1階 多目的ホール	(1)委員長及び副委員長の選任について (2)検証委員会の目的・設置について (3)検証委員会の進め方、今後のスケジュールについて (4)事例の概要説明について
第2回	令和3年7月8日	本庁6階 教育委員会 会議室	(1)児童に関わった関係機関を招集し、ヒアリングの実施 (その1 子育て支援課(家庭児童相談室)、生活支援課、健幸 保健課(保健センター))
第3回	令和3年7月29日	本庁1階 多目的ホール	(1)児童に関わった関係機関を招集し、ヒアリングの実施 (その2 福岡県田川児童相談所、小学校、保育施設)
第4回	令和3年8月26日	【書面会議】 ※1	(1)これまでの検証委員会でのヒアリングや資料を通しての問題 点・課題について
第5回	令和3年9月30日	本庁2階 多目的ホール	(1)検証及び提言に向けての問題点・課題についての審議
第6回	令和3年10月28日	本庁2階 201・202 会議室	(1)検証及び提言に向けての問題点・課題についての審議
第7回	令和3年11月25日	本庁5階 研修室2・3	(1)検証報告書(案)の作成及び検討
第8回	令和3年12月23日	本庁7階 第1・第2 委員会室	(1)検証報告書(案)の作成及び検討
第9回	令和4年1月13日	本庁7階 第1・第2 委員会室	(1)検証報告書(案)の作成及び検討
第10回	令和4年1月17日	本庁7階 第1・第2 委員会室	(1)検証報告書(案)の最終確認

※1 新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が発出されたことにより、【書面会議】へ変更する。

令和 2 年度
児童虐待に関する状況の報告書

令和 3 年 11 月

飯 塚 市

— 目 次 —

1	家庭児童相談、児童虐待相談の状況（第5条～第8条、第11条関係）	・ ・ P1
2	飯塚市の体制（第5条、第10条関係）	・ ・ ・ ・ ・ P5
3	市の責務（第5条関係）	・ ・ ・ ・ ・ P7
4	虐待の未然防止（第9条関係）	・ ・ ・ ・ ・ P12
5	情報の共有（第12条関係）	・ ・ ・ ・ ・ P14
6	児童虐待防止月間（第17条関係）	・ ・ ・ ・ ・ P14
7	通告に係る対応（第18条～第20条関係）	・ ・ ・ ・ ・ P15
	(参考) 飯塚市の子どもをみんなで守る条例	・ ・ ・ ・ ・ P16

1 家庭児童相談、児童虐待相談の状況（第5条～第8条、第11条関係）

(1) 家庭児童相談

①家庭児童相談件数の推移

(単位：件)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
飯塚市	2,102	2,254	2,564	2,202

②相談の種別

(単位：件)

区 分		令和元年度		令和 2 年度		
		世帯	延べ件数	世帯	延べ件数	
養護相談	児童虐待相談	身体的虐待	19	286 (11.2%)	25	296 (13.4%)
		性的虐待	0	0	0	0
		心理的虐待	12	341 (13.3%)	9	209 (9.5%)
		保護の怠慢・拒否(ネグレクト)	17	397 (15.5%)	17	346 (15.7%)
		小計	48	1,024	51	851
	その他の養護相談(家庭環境など)	96	1,295 (50.5%)	122	1,195 (54.3%)	
保健相談		0	0	0	0	
障がい相談		0	0	0	0	
非行相談(ぐ犯行為、触法行為等)		0	0	0	0	
育成相談	性格行動相談	0	0	0	0	
	不登校相談	13	74 (2.9%)	6	52 (2.4%)	
	適性相談、育児・しつけ相談	0	0	0	0	
その他の相談(上記のいずれにも該当しない相談)		87	171 (6.7%)	70	104 (4.7%)	
計		244	2,564	249	2,202	

③相談対象者の年齢の状況

(単位：世帯)

区 分	令和元年度	令和 2 年度
0 歳 から 3 歳 まで	59 (24.2%)	91 (36.5%)
4 歳 から 6 歳 まで (就学前)	18 (7.4%)	20 (8.0%)
7 歳 から 12 歳 まで (小学生)	39 (16.0%)	32 (12.9%)
13 歳 から 15 歳 まで (中学生)	22 (9.0%)	24 (9.6%)
16 歳 から 18 歳 まで	15 (6.1%)	10 (4.0%)
19 歳 以上 (主に特定妊婦)	91 (37.3%)	72 (28.9%)
計	244	249

④主な相談経路

(単位：世帯)

区 分	令和元年度	令和2年度
家族・親戚	4 (1.6%)	6 (2.4%)
近隣・知人	7 (2.9%)	5 (2.0%)
学 校	36 (14.8%)	30 (12.1%)
保健センター	152 (62.3%)	167 (67.1%)
医療機関	2 (0.8%)	5 (2.0%)
児童相談所	9 (3.7%)	8 (3.2%)
児童福祉施設	2 (0.8%)	0
警察署	3 (1.2%)	0
他県市福祉事務所	16 (6.6%)	15 (6.0%)
認定こども園	0	0
保育所(園)	6 (2.5%)	9 (3.6%)
幼稚園	2 (0.8%)	2 (0.8%)
その他	5 (2.0%)	2 (0.8%)
計	244	249

⑤対応状況

(単位：世帯)

区 分	令和元年度	令和2年度
助言指導	175 (71.7%)	179 (71.9%)
継続指導	68 (27.9%)	70 (28.1%)
他機関あつせん	0	0
児童相談所送致	1 (0.4%)	0
計	244	249

(2) 児童虐待相談

①児童虐待相談件数の推移

(単位：上段 世帯、下段 延べ件数)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
飯塚市	35	50	48	51
	631	1,149	1,024	851

【参考】

(単位：件)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (速報値)
福岡県	3,102	3,616	4,690	5,280
全 国	133,778	159,838	193,780	205,029

※福岡県の件数は、県内 6 か所の児童相談所における相談件数

※全国 215 か所の児童相談所における相談件数

②虐待の種別

(単位：世帯)

区 分	令和元年度	令和 2 年度
身 体 的 虐 待	19 (39.6%)	25 (49.0%)
性 的 虐 待	0	0
心 理 的 虐 待	12 (25.0%)	9 (17.7%)
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	17 (35.4%)	17 (33.3%)
計	48	51

③被虐待児童の年齢の状況

(単位：世帯)

区 分	令和元年度	令和 2 年度
0 歳 から 3 歳 まで	1 (2.1%)	1 (2.0%)
4 歳 から 6 歳 まで (就 学 前)	10 (20.8%)	12 (23.5%)
7 歳 から 12 歳 まで (小 学 生)	23 (47.9%)	23 (45.1%)
1 3 歳 以 上 (中 学 生 以 上)	14 (29.2%)	15 (29.4%)
計	48	51

④主な相談経路

(単位：世帯)

区 分	令和元年度	令和2年度
家族・親戚	3 (6.3%)	3 (5.9%)
近隣・知人	7 (14.6%)	3 (5.9%)
学 校	15 (31.3%)	19 (37.3%)
保健センター	3 (6.3%)	2 (3.9%)
医療機関	2 (4.2%)	2 (3.9%)
児童相談所	2 (4.2%)	4 (7.8%)
児童福祉施設	1 (2.1%)	0
警 察 署	1 (2.1%)	0
他縣市福祉事務所	5 (10.4%)	7 (13.7%)
認定こども園	0	0
保育所(園)	6 (12.5%)	8 (15.7%)
幼稚園	2 (4.2%)	2 (3.9%)
その他	1 (2.1%)	1 (2.0%)
計	48	51

⑤主たる虐待者

(単位：世帯)

区 分	令和元年度	令和2年度
実 母	30 (62.5%)	28 (54.9%)
実 父	13 (27.1%)	16 (31.4%)
実母以外の母	0	0
実父以外の父	4 (8.3%)	5 (9.8%)
その他(祖父母等)	1 (2.1%)	2 (3.9%)
計	48	51

⑥対応状況

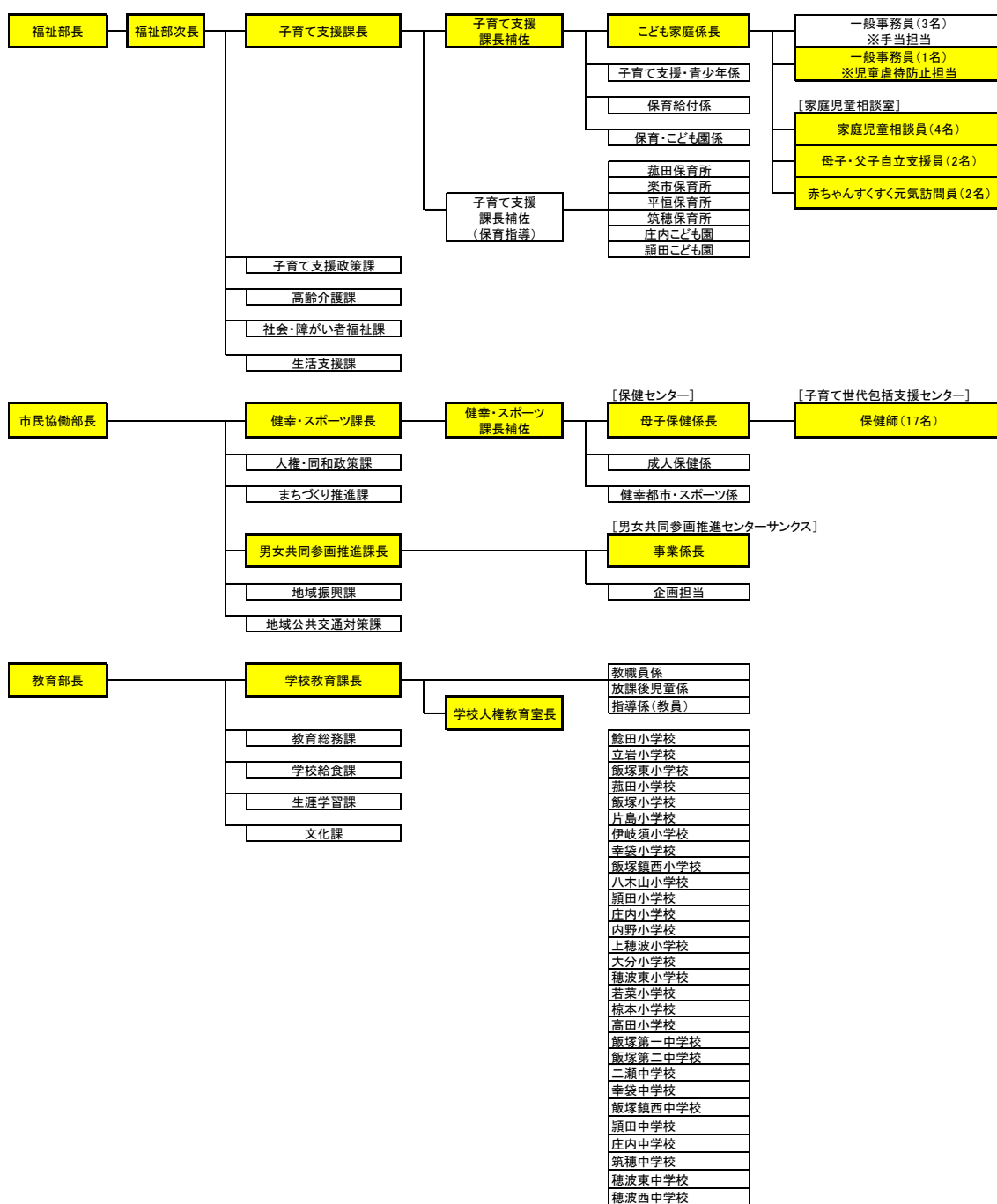
(単位：世帯)

区 分	令和元年度	令和2年度
他の関係機関が主	1 (2.1%)	3 (5.9%)
問題が解決	3 (6.3%)	9 (17.6%)
転 出	4 (8.3%)	3 (5.9%)
継 続	40 (83.3%)	36 (70.6%)
計	48	51

2 飯塚市の体制（第5条、第10条関係）

(1) 子ども・家庭相談の組織・構成

比較的軽度な児童虐待通告に対応するとともに、子どもと家庭に関するあらゆる相談を受け、ひとり親家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待等それぞれの相談に応じた支援・対応を行いました。



(2) 家庭児童相談室の設置（子育て支援課）

家庭児童相談員及び母子・父子自立支援員等を配置し、子どもに関する相談体制の充実を図りました。

区分	令和元年度	令和2年度
	配置人数	配置人数
家庭児童相談員	4人 (うち保健師1人)	4人 (うち保健師1人)
母子・父子自立支援員	2人	2人
赤ちゃんすくすく元気訪問員	2人	2人

(3) 専門的な職員の育成（第10条）

① 法定研修の受講（子育て支援課）

区分	【参考】 平成30年度まで	令和元年度	令和2年度
	修了人数	修了人数	修了人数
児童福祉司任用前研修	0人	0人	1人
要対協調整担当者研修	6人	0人	1人

※令和2年度末に子育て支援課在籍中の職員の修了人数

② 保育所・幼稚園・認定こども園対象研修会の実施（子育て支援課）

関係法令等の理解を深めるとともに、虐待が及ぼす子どもへの影響及び虐待対応についての研修会を実施しました。

区分	令和元年度	令和2年度
	実施状況	実施状況
対象者 開催回数 参加人数	実施なし	私立保育園職員 1回 25名

③ 管理職・生徒指導主事対象研修会の実施（学校教育課）

関係法令・例規の理解を深めるとともに、虐待が及ぼす子どもへの影響及び学校における虐待対応についての研修会を実施しました。

区分	令和元年度	令和2年度
	実施状況	実施状況
対象者 開催回数 参加人数	生徒指導担当・主事 1回 29名	①生徒指導担当・主事 ②管理職（教頭） 各1回 ①29名、②60名

3 市の責務（第5条関係）

(1) 子ども及び保護者が孤立することのない地域社会の形成に向けた活動支援

①子育て世代包括支援センターの設置（健幸・スポーツ課）

母子保健事業の最初の窓口となる母子手帳交付時には、対象者全員へ個別面談を実施。支援者の有無・経済面・心理面等についての情報を確認し、支援が必要と思われる方には、他機関と連携をとりながら妊娠期より支援を開始しています。

区分	令和元年度	令和2年度
母子手帳交付時に面談 妊娠届出数	1,001人	932人
産前産後の支援 特定妊婦人数	145人	120人

②育児相談の実施（健幸・スポーツ課）

乳幼児健診の事後フォローや保護者の育児不安の軽減を図ることを目的として実施しました。

区分	令和元年度	令和2年度
開催回数 利用数	<開催回数> 穂波会場 12回 庄内会場 12回 計 24回開催 <利用人数> 穂波会場 255人 庄内会場 190人 計 445人	感染対策のため、緊急事態宣言下は実施を中止。年間15回の実施 ・延べ利用者数 135人 ・健診後育児相談案内27人うち利用12人 （フォロー率44.4%） ※緊急事態宣言下で集団での育児相談ができない時はオンライン育児相談を実施

③離乳食教室の実施（健幸・スポーツ課）

母子保健法に基づき、具体的な離乳食づくりを学ぶことにより、育児を支援することを目的として実施しました。

区分	令和元年度	令和2年度
開催回数 利用数	・延べ利用組数：224組 ・利用延べ人数：234人	感染対策のため、緊急事態宣言下は実施を中止。年間10回の実施。 ・延べ利用組数：49組 ・延べ利用人数：56人 ※内容としては、調理実習を中止し、個別相談のかたちで実施

④街なか子育てひろば・子育て支援センター(筑穂・庄内・穎田)の設置

(子育て支援課)

子育て支援センターを設置し、子育ての悩みや不安の解消を図り、安心して子育てができるための育児相談・育児講座を実施しました。

区分	令和元年度	令和2年度
	年間利用者・相談件数	年間利用者・相談件数
街なか子育てひろば	27,413人(うち講座等利用者766人) 相談419件	7,467人(うち講座等利用者251人) 相談357件
穎田子育て支援センター	4,786人(うち講座等利用者1,488人) 相談83件	1,709人(うち講座等利用者481人) 相談88件
庄内子育て支援センター	6,583人(うち講座等利用者1,090人) 相談206件	3,642人(うち講座等利用者382人) 相談200件
筑穂子育て支援センター	1,744人(うち講座等利用者281人) 相談28件	730人(うち講座等利用者63人) 相談20件

(2) 要保護児童対策地域協議会の円滑な運営

①要保護児童連絡協議会の設置(子育て支援課)

子どもの虐待に関係する機関で構成する要保護児童連絡協議会を児童福祉法に基づき設置し、「代表者会議」、「部会」、「実務者会議」の3層構造により、関係機関と連携を行うとともに、要保護児童等の実態把握及び具体的な支援内容等について協議を行い、要保護児童等に対する適切な支援を行いました。

区分	令和元年度	令和2年度
	開催回数	開催回数
代表者会議	2回	2回 (うち1回書面会議)
部会	4回	1回(書面会議)
実務者会議	8回 (うち2回書面会議)	2回
個別ケース検討会議	50回	31回

(3) 学校における組織的対応が可能となる体制の整備

①教職員のための虐待対応ガイドラインの活用（学校教育課）

市内各小・中学校において、教職員のための虐待対応ガイドラインを活用して取り組みました。

区分	令和元年度	令和2年度
	実施状況	実施状況
ガイドラインの活用	定例校長会議で、「教職員のための虐待対応ガイドライン」について説明し、虐待が疑われる場合は遅滞なく通告するために、学校における虐待に関する対応の流れを確認して共通理解を図った。	

②不登校児童・生徒に対する支援（学校教育課、子育て支援課、生活支援課）

不登校児童・生徒に対し、状況確認を行うとともに、不登校解決に向けた支援を行います。

区分	令和元年度	令和2年度
	支援状況	支援状況
状況確認 解決に向けた支援	<p>【学校教育課】 適応指導教室の活用推進を行い、学びの場を提供できるようにした。個々に応じた指導力カリキュラム、教材の工夫など学校と適応指導教室が連携し行った。</p> <p>【子育て支援課】 訪問等を行い、登校できない状況を聞き取り、関係機関と連携して登校を勧めていくなど支援を行った。</p> <p>【生活支援課】 訪問の際に保護者から子どもの登校状況等の確認を行い、子どもの問題なのか保護者の生活状況が原因となっているかを確認し、それぞれに応じた指導を行った。訪問時に得た情報については、各関係機関と共有するようにした。また学校でのケース会議等にも参加し、子供の通学状況や登校時の状態、学力等の把握を行った。</p>	

(4) 広報及び啓発活動の実施

①子育てガイドブックの発行（子育て支援課）

児童虐待防止に関する記事、相談窓口連絡先を掲載し、市民への周知を図りました。

区分	令和元年度	令和2年度
掲載回数	1回	1回

②子育て応援情報誌「すくすく」の発行（子育て支援課）

児童虐待防止に関する取組み等を掲載し、市民への周知を図りました。

区分	令和元年度	令和2年度
掲載回数	1回	1回

③小・中学校全保護者への啓発リーフレットの配付（学校教育課）

虐待が及ぼす子どもへの影響及び虐待に対する学校の対応について、市内小・中学校の全保護者へ周知します。

区分	令和元年度	令和2年度
配付回数	1回	1回

④市職員対象研修の実施（人事課）

全職員を対象とした人権研修において、子どもの人権問題についての内容を含む講義や人権に関する問題集への取組みを実施し、子どもの人権に関する知識と理解力の向上を図りました。

区分	令和元年度	令和2年度
開催回数	1回	1回

⑤講演会の開催（人権・同和政策課、男女共同参画推進課）

子どもの人権・子どもの虐待防止をテーマにした講演会を開催しました。

区分	令和元年度	令和2年度
開催回数（人権・同和政策課）	9回	0回
開催回数（男女共同参画推進課）	0回	1回

⑥広報媒体による啓発（子育て支援課、人権・同和政策課）

子どもの人権・子どもの虐待防止について広報誌及びホームページによる啓発を行いました。

区分	令和元年度	令和2年度
啓発回数（子育て支援課）	市報掲載：1回 ホームページ：通年	市報掲載：1回 ホームページ：通年
啓発回数（人権・同和政策課）	啓発冊子：1回	市報掲載：1回 啓発冊子：1回

⑦展示パネルによる啓発・広報（人権・同和政策課）

子どもの人権に関する啓発展示パネルを掲示しました。

区分	令和元年度	令和2年度
掲示回数	2回	2回

(5) 支援者の育成

①各種団体に対する活動支援（まちづくり推進課）

自治会及びまちづくり協議会が実施する子どもの見守り活動等に対して、支援を行いました。

区分	令和元年度	令和2年度
活動支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域の団体が実施している見守り活動（青パト、防犯カメラ、看板・のぼり等設置）へ、各地区のまちづくり協議会を通じ助成を実施 ・毎日定刻に防災無線を使用し（一部地域）、児童・生徒へ帰宅を促し、地域住民へ見守りを依頼 	

(6) 子どもなどへの虐待防止の措置

①住民票の写し等の交付制限（市民課）

児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置として、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し及び戸籍の附票の写しの交付制限を行いました。

区分	令和元年度	令和2年度
	実施状況	実施状況
措置数	市内住民 297 名 （男 88 名、女 209 名） 市外住民 213 名 （男 71 名、女 142 名）	市内住民 267 名 （男 81 名、女 186 名） 市外住民 257 名 （男 93 名、女 164 名）

②DV等被害者に対する支援（男女共同参画推進課）

DV 対策庁内連携会議を設置し、DV と子どもへの虐待の関連性にも視点を置き、庁内で連携を図りながら DV 等被害者に対する適切かつ迅速な支援を行いました。

区分	令和元年度	令和2年度
会議状況	平成 30 年度に、飯塚警察署と「配偶者からの暴力等事案に係る連携に関する協定書」を締結し、連携を強化したことを踏まえ、DV 対策庁内連携会議を 3 回行い、DV 被害者の支援について情報共有を図った。	令和 2 年 8 月 17 日に DV 対策庁内連携会議を開催。飯塚警察署生活安全課職員より市内の状況について説明を受けるとともに DV 被害者の支援について共通理解を図った。 参加者 34 名

4 虐待の未然防止（第9条関係）

(1) 乳児家庭全戸訪問事業及び乳幼児健診等の活用

①乳児家庭全戸訪問（赤ちゃんすくすく元気訪問）の実施（子育て支援課）

生後4か月までの乳児のいる世帯を訪問し、子育てに関する情報提供及び養育状況の把握を行います。

区分	令和元年度	令和2年度
	訪問状況	訪問状況
訪問対象件数	844件	772件
訪問件数	778件	708件
訪問率	92.1%	91.7%
訪問のうち要支援件数	37件	16件

②乳幼児健診の実施（健幸・スポーツ課）

母子保健法に基づき、乳幼児（4か月児・8か月児・1歳6か月児・3歳児）の健康診査を実施しました。

区分	令和元年度	令和2年度
	受診状況	受診状況
4か月児健診	96.3%	87.7%
8か月児健診	97.8%	86.0%
1歳6か月児健診	96.9%	79.0%
3歳児健診	96.6%	80.4%

③乳幼児健診未受診者訪問の実施（健幸・スポーツ課）

乳幼児健診の未受診者のなかには、育児上の問題を抱えている事例が多いため、早期に未受診理由の把握及び育児支援を行うことを目的として実施しました。

区分	令和元年度	令和2年度
未受診者への訪問件数	51件	46件

(2) 関係機関等と連携した虐待の未然防止の取り組み

①養育支援訪問の実施（子育て支援課）

産前産後の心身の不調や家庭環境の問題など、特に養育支援を必要とする家庭に対して、保健師及び家庭児童相談員が訪問し、育児や家事の支援を行うなど、早期に対応することで育児不安を軽減し、家庭の養育力を高め、児童虐待の未然防止を図りました。

区分	令和元年度	令和2年度
訪問世帯数	151世帯	125世帯
延べ訪問件数	264件	207件

②家庭訪問（母子保健）の実施（健幸・スポーツ課）

母子保健法に基づき、妊婦、新生児及び乳幼児の訪問を実施しました。

区分	令和元年度	令和2年度
妊婦訪問	90件	67件
新生児訪問	48件	46件
乳児訪問	237件	271件
幼児訪問	230件	194件

③生活保護世帯訪問の実施（生活支援課）

被保護世帯のうち、子どもの養育状態に問題が発生する可能性がある世帯は訪問頻度を上げ、詳細な実態把握及び生活指導を行い、必要に応じた関係機関との連携強化を図りました。

区分	令和元年度	令和2年度
問題のあるケースへの訪問状況	問題のあるケースについては訪問頻度を一番高く格付けし、訪問の際には極力、母子相談員や児童相談員との同行訪問を行うことで対応した。また、通常訪問だけではなく必要に応じ緊急訪問や所内面接を行った。	

④幼稚園・保育所等情報の積極的な提供

市民が幼稚園、保育所等を選択する際の一助となるよう、ホームページの充実や、ガイドブックの作成などにより、積極的に施設の情報提供に取り組みました。

さらに、幼稚園、保育所等に通う子どもや保護者に対し、虐待防止に関する情報を、施設を通して提供しました。

⑤ひとり親家庭施策の周知

ひとり親家庭が利用できる制度や施設をまとめた「福祉のしおり」を配布しました。また、養育費確保を促進するため、早い段階で必要な情報を提供できるよう、離婚届の受取り時等の機会に、必要な各種支援制度等の周知を強化しました。

さらに、ホームページ等でひとり親家庭に関する事業を周知しました。

5 情報の共有（第 12 条関係）

(1) 通告受理機関における情報共有

児童虐待に関する情報については、「早期発見対応指針」、「飯塚市要保護児童連絡協議会マニュアル」に沿って、適切に情報共有しました。

(2) 市から転出先地方公共団体への情報伝達

支援していた児童等が転居又は転出した場合は、転居先の住所地を所管する市区町村に対して、引継ぎを実施しました。

区分	令和元年度	令和 2 年度
引継ぎを実施した件数	10 件	13 件

(3) 市と警察・児童相談所への情報共有

過去の対応状況等について照会し、飯塚市は可能な範囲で情報を提供しました。

区分	令和元年度	令和 2 年度
警察への情報提供件数	102 件	101 件
児童相談所への情報提供件数	79 件	86 件

6 児童虐待防止月間（第 17 条関係）

児童虐待防止推進月間（毎年 11 月）における集中的な広報・啓発活動を実施しました。

また、平成 29 年 11 月に「児童虐待防止」に関する協定を締結した桂川町、福岡県田川児童相談所、福岡県飯塚警察署及び飯塚病院（児童虐待防止拠点病院）と連携し、広報・啓発に取り組んでいます。

区分	令和元年度	令和 2 年度
	実施状況	実施状況
横断幕・のぼり旗設置	①横断幕 本庁舎 ②のぼり旗 本庁舎・4 支所	①横断幕 本庁舎 ②のぼり旗 本庁舎・4 支所
子どもの虐待防止講演会	日時：令和元年 11 月 20 日 18 時 30 分から 20 時まで 会場：飯塚市役所 1 階多目的ホール 内容：「虐待を防ぐために知っておきたい法律のこと」 講師：福岡県弁護士会 楠田瑛介弁護士 参加者数：220 人	新型コロナウイルス感染症対策のため実施なし

街頭啓発活動	啓発用品配布(児童相談所虐待対応ダイヤル189周知広告入りポケットティッシュ、チラシ) ①令和元年11月5日 午前11時から12時まで イオン穂波ショッピングセンター ②令和元年11月5日 午後2時30分から3時30分まで ハローデイ柏の森店、ハローデイ穂波店	新型コロナウイルス感染症対策のため実施なし
その他の啓発活動	関係機関等にポスターやチラシを配布	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関等にポスターやチラシを配布 ・ 窓口及び訪問時に啓発用品配布(児童相談所虐待対応ダイヤル189周知広告入り個包装マスク、ポケットティッシュ)

7 通告に係る対応(第18条～第20条関係)

本市では、通告があった場合、「飯塚市要保護児童連絡協議会マニュアル」に基づき医療機関、警察、学校、保育所等と連携して対応しています。

なお、調査にあたっては、通告内容のうち通告者しか知り得ない情報はあえて伏せて対応するなど、通告者が特定されない方法で行っています。

また、通告者の情報のみで虐待が行われていると断定的に対応しないよう心掛けるとともに、調査の結果、虐待が行われている恐れがないと認められた場合は、児童の通う学校や保育所等で経過観察とするなど、子どもや保護者に配慮しています。

(参考)

飯塚市の子どもをみんなで守る条例(平成30年飯塚市条例第43号)

目次

前文

第1章 総則(第1条―第12条)

第2章 児童虐待の予防のための子育て支援(第13条―第16条)

第3章 児童虐待の防止等のための取組(第17条―第26条)

第4章 雑則(第27条―第30条)

附則

もうやめて もうゆるして もうたたかないで

そう思いながら命を奪われた子どもたちがいます。

そう思いながらじっと耐え続けた子どもたちがいます。

いたるところで食料が捨てられる時代に、飢えて亡くなった子どもたちがいます。

性的虐待や心理的虐待を受け、心を殺されたという子どもたちがいます。

助けられたはずの命、奪われた笑顔と育ち。

本来、祝福されて生まれ、愛されて育てられるべき子どもたちの中に、今も、苦しみ、誰かの助けを求めている子どもがいます。

子どもは、ひとりの人間であり、安全で安心して生きる権利を持ちますが、ひとりでは生きていけない、弱い存在です。

その弱い存在の子どもの笑顔と笑い声に、私たちおとながどれだけ勇気づけられていることでしょうか。

子どもは親にとっての宝だけでなく、社会の宝、活力の源、未来への希望です。

その子どもを守るのは、わたしたちおとなの責任です。

全ての子どもたちが、虐待や育児放棄から守られ、愛される幸せを実感しながら成長できるように、市民みんなで、子育てしやすい環境をつくり、子どもの命と育ちと笑顔を守るため、この条例を制定します。

みんなで子どもを守りましょう。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、児童虐待の防止等について、基本理念を定め、市、保護者、市民等及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、児童虐待の防止等に必要な事項を定めることにより、児童虐待の防止等を図り、もって、次代を担う子どもの命を守るとともに、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳に満たない者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- (3) 児童虐待 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト及び心理的虐待)をいう。
- (4) 児童虐待の防止等 児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援をいう。
- (5) 市民等 市内に住所又は居所を有する者、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者並びに市内に存する学校に在学する者をいう。
- (6) 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院その他子どもの医療、福祉又は教育に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、弁護士その他子どもの医療、福祉又は教育に職務上関係のある者をいう。

(基本理念)

第3条 全ての子どもは、愛され、安全で安心な環境で適切に養育されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

- 2 児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって子どもを苦しめる重大な人権侵害であり、ひいては子どもを死に至らしめる危険をはらんでおり、これを決して行ってはならない。
- 3 児童虐待への対応は、子どもの最善の利益に配慮するとともに、子どもの安全を最優先に考えなくてはならない。
- 4 何人も、児童虐待を見逃さないよう努めるとともに、児童虐待のないまちづくりを推進し、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成に努めなければならない。

(基本方針)

第4条 児童虐待の防止等は、次に掲げる基本方針により行うものとする。

- (1) 児童虐待の予防には子育て家庭を支えることが重要であることから、地域と行政とが連携及び協働をし、子育て家庭を支援すること。
- (2) 子どもを児童虐待から守るには地域と行政とが一体となって取り組むことが必要であることから、地域と行政とが連携及び協働をし、児童虐待の防止等に係る取組を行うこと。

(市の責務)

第5条 市は、児童虐待を受けた子どもの安全の確保を最優先としなければならない。

- 2 市は、子どもの人権、児童虐待が子どもに及ぼす影響、児童虐待の予防のための子育て支援施策、児童虐待の通告義務等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

- 3 市は、子どもが児童虐待から自らの心身の安全を確保できるようにするため、関係機関等と連携し、子どもに対し、情報の提供その他の必要な事業を実施するものとする。
- 4 市は、警察、関係機関等及び地域社会による児童虐待の防止等のための取組に対する積極的な支援に努めなければならない。
- 5 市は、児童虐待の防止等に関する施策を推進するための具体的な年次行動計画（以下「年次計画」という。）を策定し、公表しなければならない。
- 6 市は、児童虐待を受けた子どもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、親になるための準備、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた子どものケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。
- 7 市は、前各項に定めるもののほか、児童虐待の防止等に関し、必要な施策を積極的に推進するものとする。

（保護者の責務）

第6条 保護者は、児童虐待を決して行ってはならず、子どものしつけと称して、体罰を与えてはならない。

- 2 保護者は、子どもに愛情を持って接するとともに、子育てに関する知識の習得に努め、児童虐待が子どもの心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えることを深く認識し、子どもの自主性及び自発性を育む健全な養育に努めなければならない。
- 3 保護者は、子どもの心身の健康の保持、安全の確保等に当たっては、年齢に応じた配慮を怠ってはならず、特に乳幼児については、自ら心身の健康を保持し、又は安全を確保するための能力がなく、又は著しく低いことを認識しなければならない。
- 4 保護者は、子育てに関し支援等が必要となった場合は、積極的に子育て支援事業を利用するとともに、地域活動に参加すること等により、地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。
- 5 保護者は、男女の別を問わず、子育てその他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たさなくてはならない。
- 6 保護者は、市又は児童相談所が行う子どもの安全の確認及び安全の確保に協力しなければならない。
- 7 保護者は、子育てに関して、市、児童相談所又は関係機関等による指導又は助言その他の支援を受けた場合は、これらに従って必要な改善等を行わなければならない。

（市民等の責務）

第7条 市民等は、児童虐待の防止等について理解を深め、児童虐待を防止するとともに、市が実施する児童虐待の防止等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

い。

- 2 市民等は、児童虐待の予防のための子育て支援に関する活動その他の児童虐待の防止等に関する活動に積極的に参加するよう努めなければならない。
- 3 市民等は、市又は児童相談所が行う子どもの安全の確認に協力するよう努めなければならない。

(関係機関等の責務)

第8条 関係機関等は、児童虐待を防止するよう努めなければならない。

- 2 関係機関等は、子どもを児童虐待から守るため、市が実施する児童虐待の防止等に関する施策に協力するとともに、互いに連携するよう努めなければならない。
- 3 関係機関等は、市又は児童相談所が行う子どもの安全の確認に協力するよう努めなければならない。
- 4 学校、児童福祉施設、病院その他子どもの医療、福祉又は教育に業務上関係のある団体は、児童虐待に対して適切な対応をするための体制の整備に努めなければならない。

(児童虐待の早期発見)

第9条 市、市民等及び関係機関等は、児童虐待の早期発見について大きな役割を担っていることを認識し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 市長は、関係機関等が児童虐待を早期に発見し、迅速かつ的確に対応するための指針(以下「早期発見対応指針」という。)を策定しなければならない。
- 3 関係機関等は、早期発見対応指針に従って、児童虐待の早期発見及び早期対応に努めるものとする。

(人材の確保及び資質の向上)

第10条 市は、関係機関等が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止等に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、児童虐待に関する通告、通報、相談及び情報の提供に応じる体制を整備するとともに、必要に応じて学校その他市が必要と認める施設に対し、心理、福祉及び法律に関する専門的知識を有する者を派遣して児童虐待に関する助言及び支援を行うため、その人材の確保について必要な措置を講じなければならない。
- 3 市は、職員に対して、児童虐待の防止等に関する教育及び研修を行い、児童虐待の防止等に関する施策について周知及び啓発に努めなければならない。

(児童虐待に係る通告)

第11条 市民等及び関係機関等は、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、市又は児童相談所に通告しなければならない。

(情報の共有)

第12条 市は、児童虐待に関する情報について、児童相談所、警察及び児童虐待の防止等のために県が指定する拠点病院との適切な共有に努めるものとする。

- 2 市は、子どもの安全の確保のために必要があると認めるときは、児童虐待に関する

情報について、関係機関等と共有することができる。

第2章 児童虐待の予防のための子育て支援

(子育てをするために必要と思われる情報の提供)

第13条 市は、子育て家庭及び地域の人々に対して、子育てをするために必要と思われる情報の提供を行うものとする。

(子育て家庭に対する支援)

第14条 市は、子育て家庭に対して、相談支援、訪問支援等必要な支援を行うものとする。

2 前項の支援に際しては、栄養、衣類、住居及び教育に関して、特に配慮しなくてはならない。

(団体に対する支援)

第15条 市は、地域における子育て家庭を支援するための事業を促進するため、当該事業を行う団体に対して、子育て支援に関する専門的な知識の提供その他必要な支援を行うものとする。

(地域における子育て支援の取組)

第16条 市内において子育て支援に関する活動を行う団体(以下「子育て支援団体」という。)は、関係機関等と連携し、保護者に対して、子育てに関する情報を積極的に提供する等地域における子育て支援に努めるものとする。

2 子育て支援団体は、地域と連携し、子育ての負担感の軽減を図るため、保護者に対して、保護者同士がその子どもとともに交流することができる機会の提供に努めるものとする。

3 市及び市民等は、地域において、子どもが安全に安心して過ごすことができるよう子どもの居場所づくりに努めるものとする。

第3章 児童虐待の防止等のための取組

(児童虐待防止推進月間)

第17条 市民等の間に広く児童虐待についての関心と理解を深めるため、児童虐待防止推進月間を設ける。

2 児童虐待防止推進月間は、毎年11月とする。

3 市は、児童虐待防止推進月間において、関係機関等、子育て支援団体等その他児童虐待の防止等に関係する機関、団体等と連携し、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(子どもに対する児童虐待に関する知識の普及及び相談先の周知)

第18条 市は、子どもに対して、児童虐待に関する知識の普及及び児童虐待を受けた場合の相談先の周知を行うものとする。

2 前項の児童虐待に関する知識の普及等に当たっては、必要に応じて、学校等と連携を図るものとする。

(通告に係る子どもの安全の確認等)

第19条 市は、児童虐待に係る通告を受けたときは、直ちに調査を行い、必要があると認めるときは、通告を受けてから48時間以内に当該通告に係る子どもの安全を確認するものとする。家庭その他から児童虐待に関する相談等があった場合についても、同様とする。

2 前項の通告に係る子どもの保護者及び保護者以外の同居人は、同項の規定による安全の確認に協力しなければならない。

3 市は必要に応じ、近隣住民、警察、児童相談所、学校の教職員、児童福祉施設の職員、住宅を管理する者その他子どもの安全確認のために必要な者に対し、協力を求めるものとする。

4 前項により、市から協力を求められた者は、安全確認に協力するよう努めるものとする。

5 市は、通告をした者又は相談等をした者が特定されないよう必要な措置を講じなければならない。

(子どもに対する保護及び支援)

第20条 市は、児童相談所、警察等と連携し、児童虐待を受けた子ども(児童虐待を受けるおそれのある子どもを含む。以下同じ。)を児童虐待から守るため、当該子どもに対して、必要な保護及び支援を行うものとする。

(保護者に対する指導及び支援)

第21条 市は、児童相談所等と連携し、児童虐待を受けた子どもが良好な家庭環境で生活することができるよう、その保護者に対して、必要な指導及び支援を行うものとする。

(保護及び支援を行うための指針の策定)

第22条 市長は、児童虐待を受けた子ども及びその保護者の状況に応じて適切な保護及び支援を行うための指針を策定しなければならない。

2 市長は、関係機関等に対し、関係機関等が行う適切な保護及び支援に資するため、前項の規定により定めた指針を示すものとする。

(保育所等の優先入所)

第23条 市長は、保育所又は認定こども園の入所者を選考する場合において、児童虐待を受けた子ども等特別の支援を要する子どもを保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱うものとする。

(子どもの家庭復帰及び自立に係る支援)

第24条 市は、児童相談所等と連携し、児童虐待のため里親への委託、児童養護施設等への入所等の措置が採られた子どもの家庭復帰及び自立に当たって必要な支援を行うものとする。

(転出する場合の措置)

第25条 市は、児童虐待を受けた子ども及びその保護者が市外に転出する場合は、当該子ども等の情報を転出先の地方公共団体へ伝達するなど児童虐待の防止等に必要な

措置を講ずるものとする。

(地域における児童虐待の防止等のための取組)

第26条 市民等は、地域における子どもに対する見守り活動等を行うことにより、子どもとの関わりを深めるよう努めなければならない。

2 市民等は、子どもとの関わりを通して、児童虐待に関し対応が必要であると判断したときは、子どもに代わり、市、児童委員等に連絡又は相談するよう努めなければならない。

第4章 雑則

(守秘義務)

第27条 第12条第2項の規定に基づき、情報を共有した者は、共有した情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(市長の報告)

第28条 市長は、毎年、児童虐待の発生状況、通告の状況、児童虐待に係る市の施策の実施状況その他の市内における児童虐待に係る状況について年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を市民に公表するものとする。

(財政上の措置)

第29条 市は、児童虐待の防止等に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(年次計画等の策定)

2 第5条第5項に定める年次計画、第9条第2項に定める早期発見対応指針、第22条第1項に定める保護支援指針については、この条例の施行の日から1年以内に策定するものとする。